

岩手県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 九戸郡野田村玉川地内から久慈市長内町第34地割地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年2月11日から同年5月18日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）